○気象庁告示第六号

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり気象測器の型式について型式証明をしたので、気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）第二十三条第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十二年五月十三日

気象庁長官　櫻井　邦雄

型式証明番号	気象測器の種類及び型式	型式証明を受けた者の住所	型式証明を受けた者の氏名又は名称	型式証明をした日
第10502号	電気式湿度計ＨＴ―012Ｂ	東京都目黒区自由が丘１丁目20番19号	光進電気工業株式会社	平成22年４月12日

○近畿地方整備局告示第百四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年五月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月十三日

近畿地方整備局長　上総　周平

(三)　(二)　(一)　道路の区域　路線名　一号及び八号　道路の種類　一般国道

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
大津市堀四丁目九番一から同市竜が丘荒四八番地先まで	後	二二・二メートル	〇・六キロメートル
	前	二二・二メートル	〇・六二四キロメートル

○四国地方整備局告示第五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年五月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月十三日

四国地方整備局長　足立　敏之

(三)　(二)　(一)　道路の区域　路線名　三十二号、五十五号及び四百九十三号　道路の種類　一般国道

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長	備考
南国市物部横町二丁目三十七番二から四万十町東津野寄知町高瀬三百四十三番一まで	後	E・B・A　二二〇・九五～六八・〇〇メートル F・D・C　二二〇・五〇～四五五・〇〇メートル	一キロメートル	関係図上記Ｄ・Ｅ・Ａ及びＢ・Ｃ・Ｆ区分表は、いずれも。
	前	E・B・A　二二〇・九五～六八・〇〇メートル F・D・C　二二〇・五〇～四五五・〇〇メートル	一・二キロメートル	

○九州地方整備局告示第七十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十二年五月十三日

九州地方整備局長　岡本　博

第１　起業者の名称　福岡県

第２　事業の種類　県道南関大牟田北線改築工事（福岡県大牟田市大字岩本字川原地内から同市大字白銀字大桁地内まで）及びこれに伴う農業用水路付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　福岡県大牟田市大字岩本字川原、字高田及び字道添並びに大字白銀字大桁地内

２　使用の部分　福岡県大牟田市大字岩本字川原、字高田及び字道添並びに大字白銀字大桁地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、福岡県大牟田市大字岩本字川原地内から同市大字橘字土器地内までの延長2,025ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道南関大牟田北線改築工事及びこれに伴う農業用水路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、既に用地取得の完了している部分を除いた、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち「県道南関大牟田北線改築工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に規定する都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される水路の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第５号に掲げる地方公共団体が設置する用水路に関する事業である。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

県道南関大牟田北線は、道路法第７条の規定に基づき福岡県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により福岡県が道路管理者となることなどから、起業者である福岡県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

県道南関大牟田北線（以下「本路線」という。）は、熊本県玉名郡南関町大字関地内の一般国道443号との接続点を起点とし、福岡県大牟田市街地の北部を南西方向に通過し福岡県大牟田市昭和開地内の有明海沿岸道路大牟田北インターチェンジを終点とする延長約12㎞の幹線道路である。

本路線は、終点部で接続する有明海沿岸道路をはじめ、一般国道208号、県道大牟田川副線及び同大牟田高田線といった幹線道路や九州縦貫自動車道南関インターチェンジとも接続することから、沿線地域住民の通勤、通学等の日常生活だけでなく、農業や商工業、観光業等の経済活動にも大きく貢献している。また、本路線は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、福岡県が策定した「福岡県地域防災計画」において「緊急輸送道路ネットワーク」の一部として位置付けられている。さらに、本路線の沿線では平成22年度末に九州新幹線新大牟田駅が開設予定であり、平成24年には有明海沿岸道路の三池港インターチェンジから大川中央インターチェンジ間も開通予定であることから、今後の自動車交通量の増加が見込まれている路線である。

しかし、本路線のうち、本件区間の現道は、２車線道路であることから自動車交通量に対して交通容量が不足している上、朝夕の通勤時間帯には、県道大牟田高田線と交差する岩本交差点及び市道宮崎田隈線と交差する橘交差点を中心に250ｍの交通渋滞が発生する等、幹線道路としての機能が著しく低下しており、交通事故も発生している。平成17年度道路交通センサスによると、大牟田市白銀町地点で10,960台／12時間、混雑度1.23となっている。また、本件区間は自転車歩行者道が十分に整備されておらず、幅員が1.2ｍと狭小な区間もあることから、歩行者等の安全かつ円滑な交通が阻害されている状態にある。

本件事業の完成により、現道の交通混雑の緩和が図られるとともに、歩行者等の安全かつ円滑な交通の確保、及び今後増大す